

[公印省略]

筑高支第 729 号
令和4年11月10日

福祉用具貸与事業所 管理者 様

筑紫野市長 藤田 陽三
(健康福祉部高齢者支援課)

介護保険における福祉用具貸与の取扱いについて

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、下記のとおり本市の取扱いを周知いたします。

- 1) 本市の介護保険における福祉用具貸与は、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準とします。

※福祉用具情報システム「介護保険福祉用具一覧」において「貸与」表示があるものを給付対象とします。

- 2) 「貸与」表示がない品目 (iTSUMO iTSUMO2 i-coco 等) は給付の対象外としますが、本通知発出以前に使用開始し継続して利用中の場合については、引き続き給付対象とします。

◇介護保険福祉用具情報の検索

<http://www.techno-aids.or.jp/TaisCodeSearch.php>

【根拠法令】

- 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種類目」(平成11年3月31日 厚生省告示第93号)
- 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日 老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

【問い合わせ先】

筑紫野市役所健康福祉部
高齢者支援課指定指導担当
TEL：092-923-1111